

軽自動車税の改正について

令和3年度税制改正により、令和3年度の軽自動車の税率は下記のとおりです。

○原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等（税額は前年度と同じです）

| 車 種 | | 標準税率 | 車 種 | | 標準税率 |
|---------|--------------|---------|---------|---------------|---------|
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 2,000 円 | 軽二輪車 | 125cc超250cc以下 | 3,600 円 |
| | 50cc超90cc以下 | 2,000 円 | 二輪の小型車 | 250cc超 | 6,000 円 |
| | 90cc超125cc以下 | 2,400 円 | 小型特殊自動車 | 農耕用(トラクター等) | 2,400 円 |
| | ミニカー | 3,700 円 | | その他(フォークリフト等) | 5,900 円 |
| 雪 上 車 | スノーモービル等 | 3,600 円 | | | |

○三輪および四輪以上の軽自動車（車両の初度検査年月や環境性能により税率が異なります）

1.車検証の「初度検査年月」が平成27年3月以前の車両

- ㊦. 平成27年3月までに新車登録した車両は、旧標準税率が適用されます。
- ㊧. 新車登録から13年を経過した車両(電気自動車等を除く)は、グリーン化推進により重課税率が適用されます。平成29年度の重課対象は、平成16年3月以前に新車登録した車両です。

2.車検証の「初度検査年月」が平成27年4月以降の車両（グリーン化特例に該当しない車両）

- ㊨. 標準税率が適用されます。

3.車検証の「初度検査年月」が令和2年4月～令和3年3月の環境性能が優れた車両 グリーン化特例(軽課)が適用されます。（令和3年度限り）

- ㊩. 電気・天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準適合かつNOx10%低減車)は約75%軽減されます。
- ㊪. 乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準値より更に20%以上達成車
貨物：★★★★かつ平成27年度燃費基準値より更に35%以上達成車 } 約50%軽減されます。
- ㊫. 乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準値達成車
貨物：★★★★かつ平成27年度燃費基準値より更に15%以上達成車 } 約25%軽減されます。

※㊩のNOxとは、窒素酸化物のことです。

※「★★★★」は、平成17年排出ガス基準値の75%以上低減達成車のことです。

| 車 種 | 旧標準税率 (~H27年3月) | 重課税率 (13年経過車) | 標準税率 (H27年4月~) | グリーン化特例(軽課) | | | |
|-----|--------------------|------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| | | | | ㊩ 約75%軽減 | ㊪ 約50%軽減 | ㊫ 約25%軽減 | |
| 軽三輪 | 3,100 円 | 4,600 円 | 3,900 円 | 1,000 円 | 2,000 円 | 3,000 円 | |
| 軽四輪 | 乗用 自家用 | 7,200 円 | 12,900 円 | 10,800 円 | 2,700 円 | 5,400 円 | 8,100 円 |
| | 乗用 営業用 | 5,500 円 | 8,200 円 | 6,900 円 | 1,800 円 | 3,500 円 | 5,200 円 |
| | 貨物 自家用 | 4,000 円 | 6,000 円 | 5,000 円 | 1,300 円 | 2,500 円 | 3,800 円 |
| | 貨物 営業用 | 3,000 円 | 4,500 円 | 3,800 円 | 1,000 円 | 1,900 円 | 2,900 円 |

※最初(新車)の登録年月は、自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認してください。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考」欄に記載されています。

